

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」
審査基準

評価項目 (得点配分)	評価基準
1. 費用対効果（二酸化炭素1トン削減するために要する費用） (50%)	<ul style="list-style-type: none"> ・「補助対象範囲の経費総額」を基準とする費用対効果により評価する ・費用対効果が高い効率的な事業実施が見込まれること ・削減効果の算出方法や考え方が明確かつ妥当であること等
2. 既設フロン冷媒機器の更新案件 (15%)	<ul style="list-style-type: none"> ・既設フロン冷媒機器の更新であること（機器の更新だけでなく、フロン冷媒機器が設置された建物の建替を行う際の自然冷媒機器導入案件を含む）。既設フロン機器の設置経過年数に応じて加点
3. 別置型ショーケースの更新 (10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の別置型ショーケースからの系統全体の更新案件であること。（内蔵型ショーケースへの更新も可）。更新する別置型ショーケースの系統数に応じて加点
4. 特定フロン（CFCs、HCFCs）を使用した機器からの更新 (10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定フロン（CFCs、HCFCs）を使用した既設の機器からの更新であること
5. 同一事業者による複数事業所の申請 (5%)	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の事業者（リース等の場合は導入設備を利用する共同事業者）が複数の事業所を申請すること。申請する事業所数に応じて最大で5事業所まで加点
6. 中小企業への該当 (5%)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の申請者（リース等の場合は導入設備を利用する共同事業者）が中小企業に該当していること
7. 常時監視システム※の導入 (3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備を設置する事業所又は事業者（リース等の場合は導入設備を利用する共同事業者）が所有する事業所のフロン冷媒機器について、常時監視システムを1台以上導入すること、又はしていること ※常時監視システム:「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）第二1（2）①に規定する基準に適合するものに限る
8. 高水準の省エネ・再エネ活用の取組※ (2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備を設置する事業所において、下記いずれかの取組を実施すること ※すでに取組を実施している場合でも可 ①. 再エネ活用のためのデマンドレスポンスを導入していること、又は自家発電用再エネ発電設備の導入によって当該事業所の消費電力の5%以上を賄っていること（冷凍冷蔵倉庫の場合） ②. 冷凍機の廃熱利用（食品製造工場の場合） ③. 扉付きショーケースの導入（食品小売店舗の場合）